

～エネルギー価格をはじめとする物価高騰の影響を受けた中小企業者の皆さまへ～

千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金 (第3弾)

申請の手引き

申請受付期間

令和7年5月9日（金）～ 令和7年8月29日（金）

給付額 1者当たり **5万円**

申請に必要な書類を全て揃えてご申請ください。
書類に不備がある場合、審査が遅れる可能性があります。

千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金事務局

TEL：043-227-2260

目次

ページ番号

・ お問い合わせ先・対面相談窓口・特設WEBサイト	2
・ 申請にあたって（よくある不備）	3～4
・ 注意事項	5
・ よくある申請書類不備など	6
・ 千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金（第3弾）とは	7～8

給付要件

・ 給付対象者	9
・ 給付対象外となる場合	10
・ 給付要件の特例	10

必要書類

・ 必要書類（法人）	11～17
・ 必要書類（個人事業者）	18～30
・ 必要書類（その他）	31～32
・ 提出書類見本	33～40
・ 記入例（様式第1号）	41～43
・ 記入例（様式第2号）	44
・ 申請から給付までの流れ	45
・ よくある質問 / 宛名ラベル	46～51

お問い合わせ先・対面相談窓口・特設WEBサイト

お問い合わせ先

本支援金についてのご質問は、下記にお問い合わせください。

千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金事務局

住所	〒260-0015 千葉市中央区富士見2-15-11 IMI千葉富士見ビル4階（JTB千葉支店内）
TEL	043-227-2260
FAX	043-227-2265
E-メール	chibacity-chushoenergy@jtb.com
受付時間	平日 8:30~17:30 土日・祝日はお休み

For English and Chinese, language assistance services are available,
please call (043-227-2260)
or email (chibacity-chushoenergy@jtb.com) us.

対面相談窓口

申請書の記入について面会またはオンラインで相談ができる窓口を支援金事務局に設置します。

※上記問い合わせ先にて、**事前予約**が必要です。

（ご予約がない場合は、対面对応ができない場合がございます。）

予約方法 以下の内容を電話、FAXまたはメールでお知らせください。

※指定の様式はございません。

- ・名称（法人名・屋号）・担当者名 ・電話番号 ・メールアドレスまたはFAX番号
- ・希望日時 ※希望日時は、幅をもたせてください。事務局から回答いたします。

特設WEBサイト

本支援金用の特設WEBサイトを設置いたします。

URL : <https://chushoenergy3.city.chiba.jp/>



申請にあたって

本支援金の申請にあたっては、7ページ以降の対象条件や必要書類をご確認のうえご申請をお願いいたします。
申請書類等に不備がある場合、内容確認や再提出に時間を要するため、給付日が遅れる可能性がございますのでご注意ください。

よくある不備

第1弾・第2弾の申請を通して特に多かった書類不備や漏れなどを記載いたします。
申請時にこちらの内容に該当するものが無いよう、ご参考いただきますようお願いいたします。

○申請書に関するもの（P. 41～44参照）

- ・ 申請書に申請日の入力、記載が無いもの
- ・ 申請者の情報で記入漏れがあるもの（電話番号やメールアドレス等の連絡先含む）
- ・ 【法人のみ】資本金及び従業員数のどちらかが記入されていないもの
- ・ 「誓約書・同意書」の記入日に記載が無いもの
- ・ 「誓約書・同意書」の氏名欄に自署が無いもの
- ・ 「誓約書・同意書」のチェック欄に記入が無いもの

○通帳の写しに関するもの（P. 38参照）

- ・ 通帳の表面と中面の両方の写しが無いもの ※どちらか片方のみは不可となります。
- ・ 印刷が不明瞭で口座番号などが見づらいもの
- ・ 通帳の名義と申請書に記載の名義が一致しないもの

○提出書類（費用を証する資料）に関するもの（P. 38～40参照）

- ・レシートの提出時に利用者及び利用目的の記載が無いもの
- ・（光熱費の場合）屋号または使用者名の記載が無いもの
- ・（光熱費・個人名宛の場合）利用場所の記載が無いもの
- ・自宅兼事務所などで電気・ガス等対象経費を家庭用と事業用で併用している場合に按分率の記載が無いもの
- ・品名や単価がわからない状態の領収書が添付されているもの
- ・利用月の記載が無いもの
- ・燃料の場合はレギュラー、ハイオク、軽油、灯油、重油などの品目の表記が無いもの

○確定申告書に関するもの（P. 11～32参照）

- ・提出が必要な確定申告書類が不足しているもの
- ・確定申告を電子申告(e-Tax)した場合は受信通知(メール詳細)が無いもの
- ・開業後間もなく、確定申告時期を迎えていない場合に提出する書類で法人設立届出書や開業・廃業等届出書の写しに税務署の収受日印が無いもの

※押印がない場合はP. 31の項目2を参照してください。

○本人確認書類に関するもの（P. 37参照）

- ・【個人】運転免許証や個人番号カード等の本人確認証と国民健康保険証（保険証がない場合は資格確認書等）の写しで両方もしくはそのどちらかの提出が無いもの
※どちらか片方のみは不可となります。

- ・被雇用者または社会保険(健康保険)の被扶養者のものであるもの

※本支援金は本業として事業活動されている事業者様が給付対象となるため、サラリーマン等の被雇用者の方は対象外となります。

よくある申請書類不備など

提出書類は全体を明瞭に確認できるか？：提出書類の具体例

良い例

●●石油
納品書(領収書)
2024年9月21日16:24

売上
上様

車両番号 実車番
0000-00

レギュラーガソリン
数量 21.83 L
単価 144円 ￥3,143

合計 ￥3,143
(消費税10%対象) ￥3,143

●●石油株式会社 千葉都町SS
千葉県千葉市中央区都町〇-〇-〇〇

悪い例

画質が悪く、内容が不明瞭

●●石油
納品書(領収書)
2024年9月21日16:24

売上
上様

車両番号 実車番
0000-00

レギュラーガソリン
数量 21.83 L
単価 144円 ￥3,143

合計 ￥3,143
(消費税10%対象) ￥3,143

●●石油株式会社 千葉都町SS
千葉県千葉市中央区都町〇-〇-〇〇

悪い例

レシートの題名、発行元が見切れている

●●石油
納品書(領収書)
2024年9月21日16:24

売上
上様

車両番号 実車番
0000-00

レギュラーガソリン
数量 21.83 L
単価 144円 ￥3,143

合計 ￥3,143
(消費税10%対象) ￥3,143

●●石油株式会社 千葉都町SS
千葉県千葉市中央区都町〇-〇-〇〇

悪い例

品目・利用日が見切れている

●●石油
納品書(領収書)
2024年9月21日16:24

売上
上様

車両番号 実車番
0000-00

レギュラーガソリン
数量 21.83 L
単価 144円 ￥3,143

合計 ￥3,143
(消費税10%対象) ￥3,143

●●石油株式会社 千葉都町SS
千葉県千葉市中央区都町〇-〇-〇〇

悪い例

品目・費用が見切れている

●●石油
納品書(領収書)
2024年9月21日16:24

売上
上様

車両番号 実車番
0000-00

レギュラーガソリン
数量 21.83 L
単価 144円 ￥3,143

合計 ￥3,143
(消費税10%対象) ￥3,143

●●石油株式会社 千葉都町SS
千葉県千葉市中央区都町〇-〇-〇〇

費用を証する書類に限らず、書類全般において必要箇所が見切れていたり不明瞭な場合は不備に該当しますのでご注意ください。

千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金（第3弾）とは

趣旨

電気・ガス等をはじめとする物価高騰の影響が続いている市内の中小企業者の事業継続を支援するため、市独自の支援金として、令和6年4月から令和7年3月までを対象とした千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金の第3弾を実施します。

給付対象

①から③のすべてに該当する中小企業者

- ①令和6年4月から令和7年3月までの任意の1か月において、
電気、ガス（LPガス含む）、ガソリン、軽油、灯油、重油の
合計金額が**3万円以上**あること。

※ただし、上記金額が3万円未満の場合は、
原料、材料、仕入物品、消耗品、荷造運賃を含んだ
合計金額が、令和6年4月から令和7年3月までの
連続する3か月において、月平均で50万円以上あること。

- ②法人 ：市内に本店(法人税の納税地)を有すること
個人事業主：市内に住所(住民票)を有することまたは
 市内に主たる事業所を有すること。

- ③今後も市内で事業継続する意思があること。

●本支援金は他支援金等との併給が可能です。

※ただし、他支援金等の規定における併給可否及び条件につきましては、他支援金等の事務局等にご確認ください。

例) 運送業で千葉県のA支援金を受給している → 本支援金についても申請が可能です。

給付額

1 者当たり **5万円**

申請受付期間

令和7年5月9日（金）～ 令和7年8月29日（金） 23:59

- 郵送申請の場合、最終日の 消印有効 です。
- オンライン申請の場合、**最終日の23:59までに送信完了**してください。
- お手続きがスムーズなオンライン申請をお薦めします。

千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金（第3弾）とは

中小企業者とは

中小企業基本法第2条第1項で規定する者、及び同項で規定する各業種における資本金の額または出資の総額及び常時使用する従業員の数が、下記の表の各業種ごとに規定される規模以下の法人格を持つその他の法人をいいます。

業種	下記のいずれかを満たす者	
	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数
小売業、飲食業	5,000万円以下	50人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援、医療福祉、ソフトウェア業、情報処理サービス業、その他）	5,000万円以下	100人以下
その他（建設業、製造業、運輸業、鉱業、不動産業、旅行業、旅館業、農林漁業、その他）	3億円以下	300人以下

※中小企業基本法に基づかない法人格を持つ法人（社会福祉法人、学校法人、医療法人、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、組合等）の場合も、上記の表の各業種ごとに規定される規模以下の場合には対象となります。

資本金又は出資金のない法人の場合は、常時使用する従業員の数が上記の表以下の場合には対象となります。

※個人事業者は、常時使用する従業員の数が上記の表以下の場合には対象となります。

個人事業者とは

中小企業者のうち、所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の第一表において事業欄に「収入金額等」を有する者、または市民税・県民税の申告書類において事業欄に「収入金額等」を有する者をいいます。また、それ以外の収入金額を有する個人事業の開業・廃業等届出書（所得税法第229条）の提出者を含みます。

申請方法

オンライン または 郵送にて受付します。



オンライン申請窓口（特設WEBサイト内）

特設WEBサイトから、申請にお進みください。

<https://chushoenergy3.city.chiba.jp/>



郵送申請窓口（郵送先）



*必要に応じて、専用宛名ラベル（最終ページ）をご利用ください。

〒260-0015

千葉市中央区富士見2-15-11

IMI千葉富士見ビル4階（JTB千葉支店内）

千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金事務局 宛て

給付対象者

本支援金の給付対象者は、次のすべての要件に合致する方です。

☐ 8ページの「中小企業者」または「個人事業者」に当てはまる

はい

法人の場合

☐ 市内に本店（法人税の納税地）を有する

※法人税の納税地は、法人税の確定申告書別表第一の控えの納税地等で確認します。

個人事業者の場合

☐ 市内に住所（住民票）を有する、または市内に主たる事業所を有する

※主たる事業所は、所得税の確定申告書の事業所所在地等で確認します。

☐ 被雇用者・被扶養者でない

※国民健康保険証等で確認します。

はい

☐ 様式第1号に記載する対象となる費用が発生した月から申請日時点まで継続して事業を行っている

はい

☐ 支援金の受給後も、引き続き市内で事業を継続する意思がある

はい

☐ 令和6年4月から令和7年3月までの任意の1か月において、電気、ガス（LPガス含む）、ガソリン、軽油、灯油、重油の合計金額が3万円以上ある

はい

いいえ

☐ 電気、ガス（LPガス含む）、ガソリン、軽油、灯油、重油、原料、材料、仕入物品、消耗品、荷造運賃の合計金額が令和6年4月から令和7年3月までの連続する3か月において、月平均で50万円以上ある

はい

5万円支援金（第3弾）の給付対象者です。
11ページ以降にて必要書類を確認してください。

給付対象外となる場合

以下の①～⑦に1つでも該当する事業者の方は対象外となります。

- ① 法人：申請日時点で千葉市内に本店（法人税の納税地）を有していない者
- ② 個人事業者：申請日時点で千葉市の住民基本台帳に記録されていない者で、かつ申請日時点において千葉市内に主たる事業所を有していない者
- ③ 個人事業者：対象となる費用が発生した月から申請日までに被雇用者または被扶養者の期間があるもの（国民健康保険の資格で判定）
- ④ 法人税法別表第1に規定する公共法人
- ⑤ 政治団体、宗教団体、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業または当該営業に係る接客業務受託営業を行う者等
- ⑥ 暴力団、暴力団員または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ⑦ すでに5万円支援金（第3弾）の給付を受けた者

給付要件の特例

令和6年4月から令和7年3月までの間に

①個人事業者から法人化した ②法人から個人事業主化した ③事業承継を行った
これらの場合は下記をご確認ください。

含める費用 事例	対象となる費用	
	法人化月* ¹ 以前	法人化月以降
①個人事業者から、法人化した場合 *証拠書類等の一部が個人事業者として作成されている場合	法人化前の個人事業者の対象となる費用	法人化後の法人の対象となる費用
②法人から、個人事業主化した場合 *証拠書類等の一部が法人として作成されている場合	個人事業主化月* ² 以前	個人事業主化月以降
	個人事業主化前の法人の対象となる費用	個人事業主化後の個人事業者の対象となる費用
③事業承継を行った場合 *証拠書類等の一部が承継前の事業者により作成されている場合	事業承継月* ³ 以前	事業承継を行った月以降
	事業承継前の事業者の対象となる費用	事業承継後の事業者の対象となる費用

*1：法人化した日の属する月 *2：個人事業主化した日の属する月 *3：事業承継を行った日の属する月

※ ①～③の特例を適用する場合、事業形態等に変更が生じたことが分かる資料を申請書に添付してください。

（例）個人事業者Aが令和7年1月に法人となり、令和6年12月から令和7年2月までの3か月の原材料費で申請する場合
12月の個人事業者の原材料費+1～2月の法人化後の原材料費 → 申請可

必要書類（法人） ※個人事業者はP18～P30

① 確定申告を行っている法人で、電子申告（e-Tax）をしている場合	P12
② 確定申告を行っている法人で、書面申告をしている場合	P13
③ 開業後間もなく、確定申告時期を迎えていない法人で、法人設立届出書を電子申請（e-Tax）している場合	P14
④ 開業後間もなく、確定申告時期を迎えていない法人で、法人設立届出書を書面申請している場合	P15
⑤ 特定非営利活動法人や社会福祉法人及び公益法人等で確定申告を要さない場合	P16
⑥ 開業後間もなく、確定申告時期を迎えていない特定非営利活動法人や社会福祉法人及び公益法人等の場合	P17

【確定申告書等への收受印の押印が廃止されました】

令和7年1月から、国税庁による確定申告書や法人設立届出書等の控えへの收受日付印の押印が行われません。

これに伴い、確定申告書等の確認を要する本支援金の申請手続きにおいても、国税庁が提示している申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法に基づき、必要書類を設定していますので、申請の際にはご注意ください。

必要書類（法人） ※個人事業者はP18～P30

① 確定申告を行っている法人で、電子申告（e-Tax）をしている場合

- ☐ 申請書（様式第1号）
- ☐ 誓約書・同意書（様式第2号）
- ☐ 通帳の写し（表紙と見開きの両方）
- ☐ 申請する支援金の対象となる費用の領収書等の写し
※以下の書類をご用意ください。

区分	必要な書類
光熱費 （電気・ガス（LPガス含む））	利用額・利用者・利用月・利用会社が確認できる請求書、領収書、電気・ガスの使用量のお知らせなど
燃料費 （ガソリン等）	利用日・利用額・品目（レギュラーガソリン、軽油、灯油など）が確認できるレシート、領収書、カード利用明細など

その他の経費の場合も、支払い内容が分かる領収書などが必要です。

※自宅兼事業所などで、電気・ガスなど対象の経費を家庭用と事業用で併用している場合には税の申告時と同様に按分して、按分率を余白に記載する必要があります。

- ☐ 法人税確定申告書別表1の控え（受信完了の印字があるもの）
※申請日時点で直近の事業年度
- ☐ 電子申告した際の受信通知（メール詳細）
※確定申告書の控えに受信完了の印字がない場合に、提出してください。
- ☐ 法人事業概況説明書(両面)の控え
※申請日時点で直近の事業年度

必要書類（法人） ※個人事業者はP18～P30

② 確定申告を行っている法人で、書面申告をしている場合

- ☐ 申請書（様式第1号）
- ☐ 誓約書・同意書（様式第2号）
- ☐ 通帳の写し（表紙と見開きの両方）
- ☐ 申請する支援金の対象となる費用の領収書等の写し
※以下の書類をご用意ください。

区分	必要な書類
光熱費 （電気・ガス（LPガス含む））	利用額・利用者・利用月・利用会社が確認できる請求書、領収書、電気・ガスの使用量のお知らせなど
燃料費 （ガソリン等）	利用日・利用額・品目（レギュラーガソリン、軽油、灯油など）が確認できるレシート、領収書、カード利用明細など

その他の経費の場合も、支払い内容が分かる領収書などが必要です。

※自宅兼事業所などで、電気・ガスなど対象の経費を家庭用と事業用で併用している場合には税の申告時と同様に按分して、按分率を余白に記載する必要があります。

- ☐ 法人税確定申告書別表1の控え（収受日印があるもの）
※申請日時点で直近の事業年度
- ☐ 納税証明書（その2 所得金額用）
※確定申告書の控えに収受日印がない場合に、提出してください。
※管轄の税務署にて、申請日時点で直近の事業年度のものを取得してください。
- ☐ 法人事業概況説明書(両面)の控え
※申請日時点で直近の事業年度

必要書類（法人） ※個人事業者はP18～P30

③ 開業後間もなく、確定申告時期を迎えていない法人で、法人設立届出書を電子申請（e-Tax）している場合

- ☐ 申請書（様式第1号）
- ☐ 誓約書・同意書（様式第2号）
- ☐ 通帳の写し（表紙と見開きの両方）
- ☐ 申請する支援金の対象となる費用の領収書等の写し
※以下の書類をご用意ください。

区分	必要な書類
光熱費 （電気・ガス（LPガス含む））	利用額・利用者・利用月・利用会社が確認できる請求書、領収書、電気・ガスの使用量のお知らせなど
燃料費 （ガソリン等）	利用日・利用額・品目（レギュラーガソリン、軽油、灯油など）が確認できるレシート、領収書、カード利用明細など

その他の経費の場合も、支払い内容が分かる領収書などが必要です。

※自宅兼事業所などで、電気・ガスなど対象の経費を家庭用と事業用で併用している場合には税の申告時と同様に按分して、按分率を余白に記載する必要があります。

- ☐ 法人設立届出書の写し（受信完了の印字があるもの）
- ☐ 電子申告した際の受信通知（メール詳細）
※法人設立届出書の写しに受信完了の印字がない場合に、提出してください。

必要書類（法人） ※個人事業者はP18～P30

④ 開業後間もなく、確定申告時期を迎えていない法人で、法人設立届出書を書面申請している場合

- ☐ 申請書（様式第1号）
- ☐ 誓約書・同意書（様式第2号）
- ☐ 通帳の写し（表紙と見開きの両方）
- ☐ 申請する支援金の対象となる費用の領収書等の写し
※以下の書類をご用意ください。

区分	必要な書類
光熱費 （電気・ガス（LPガス含む））	利用額・利用者・利用月・利用会社が確認できる請求書、領収書、電気・ガスの使用量のお知らせなど
燃料費 （ガソリン等）	利用日・利用額・品目（レギュラーガソリン、軽油、灯油など）が確認できるレシート、領収書、カード利用明細など

その他の経費の場合も、支払い内容が分かる領収書などが必要です。

※自宅兼事業所などで、電気・ガスなど対象の経費を家庭用と事業用で併用している場合には税の申告時と同様に按分して、按分率を余白に記載する必要があります。

- ☐ 次の（１）または（２）のいずれか
 - ☐ （１）法人設立届出書の控え
（税務署の収受日印があるもの）
 - ☐ （２）法人設立・設置届出書の控え
（千葉県東部市税事務所の収受日印があるもの）

必要書類（法人） ※個人事業者はP18～P30

⑤ 特定非営利活動法人や社会福祉法人及び公益法人等で、確定申告を要さない場合

- ☐ 申請書（様式第1号）
- ☐ 誓約書・同意書（様式第2号）
- ☐ 通帳の写し（表紙と見開きの両方）
- ☐ 申請する支援金の対象となる費用の領収書等の写し
※以下の書類をご用意ください。

区分	必要な書類
光熱費 （電気・ガス（LPガス含む））	利用額・利用者・利用月・利用会社が確認できる請求書、領収書、電気・ガスの使用量のお知らせなど
燃料費 （ガソリン等）	利用日・利用額・品目（レギュラーガソリン、軽油、灯油など）が確認できるレシート、領収書、カード利用明細など

その他の経費の場合も、支払い内容が分かる領収書などが必要です。

※自宅兼事業所などで、電気・ガスなど対象の経費を家庭用と事業用で併用している場合には税の申告時と同様に按分して、按分率を余白に記載する必要があります。

- ☐ 活動計算書、正味財産増減計算書等
※根拠法令等において作成が義務付けられている書類、またはこれに類するもので、直近の事業年度の法人事業収入が確認できるもの
- ☐ 申請者の履歴事項全部証明書
※3か月以内に発行されており、かつ申請時の代表者氏名の記載のあるもの
- ☐ 事業規模（常時使用する従業員の数）が確認できる書類

必要書類（法人） ※個人事業者はP18～P30

⑥ 開業後間もなく、確定申告時期を迎えていない 特定非営利活動法人や社会福祉法人及び公益法人等

- ☐ 申請書（様式第1号）
- ☐ 誓約書・同意書（様式第2号）
- ☐ 通帳の写し（表紙と見開きの両方）
- ☐ 申請する支援金の対象となる費用の領収書等の写し
※以下の書類をご用意ください。

区分	必要な書類
光熱費 （電気・ガス（LPガス含む））	利用額・利用者・利用月・利用会社が確認できる請求書、領収書、電気・ガスの使用量のお知らせなど
燃料費 （ガソリン等）	利用日・利用額・品目（レギュラーガソリン、軽油、灯油など）が確認できるレシート、領収書、カード利用明細など

その他の経費の場合も、支払い内容が分かる領収書などが必要です。

※自宅兼事業所などで、電気・ガスなど対象の経費を家庭用と事業用で併用している場合には税の申告時と同様に按分して、按分率を余白に記載する必要があります。

- ☐ 申請者の履歴事項全部証明書
※3か月以内に発行されており、かつ申請時の代表者氏名の記載のあるもの
- ☐ 事業規模（常時使用する従業員の数）が確認できる書類

必要書類（個人事業者） ※法人はP11～P17

⑦ 青色申告で、電子申告（e-Tax）している場合	P19
⑧ 青色申告で、書面申告している場合	P20
⑨ 白色申告で、電子申告（e-Tax）している場合	P21
⑩ 白色申告で、書面申告している場合	P22
⑪ 事業収入を給与収入や雑収入で電子申告（e-Tax）している場合	P23
⑫ 事業収入を給与収入や雑収入で書面申告している場合	P24
⑬ 確定申告を行っておらず、開廃業届を電子申請している（e-Tax）場合	P25～P26
⑭ 確定申告を行っておらず、開廃業届を書面提出している場合	P27～P28
⑮ 開業後間もなく、確定申告時期を迎えておらず、開廃業届を電子申請している（e-Tax）場合	P29
⑯ 開業後間もなく、確定申告時期を迎えておらず、開廃業届を書面申請している場合	P30

【確定申告書等への収受印の押印が廃止されました】

令和7年1月から、国税庁による確定申告書や個人事業の開業・廃業等届出書の控えへの収受日付印の押印が行われていません。

これに伴い、確定申告書等の確認を要する本支援金の申請手続きにおいても、国税庁が提示している申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法に基づき、必要書類を設定していますので、申請の際にはご注意ください。

必要書類（個人事業者） ※法人はP11～P17

⑦ 青色申告で、電子申告（e-Tax）している場合

- ☐ 申請書（様式第1号）
- ☐ 誓約書・同意書（様式第2号）
- ☐ 通帳の写し（表紙と見開きの両方）
- ☐ 申請する支援金の対象となる費用の領収書等の写し

※以下の書類をご用意ください。

区分	必要な書類
光熱費 （電気・ガス（LPガス含む））	利用額・利用者・利用月・利用会社が確認できる請求書、領収書、電気・ガスの使用量のお知らせなど
燃料費 （ガソリン等）	利用日・利用額・品目（レギュラーガソリン、軽油、灯油など）が確認できるレシート、領収書、カード利用明細など

その他の経費の場合も、支払い内容が分かる領収書などが必要です。

※自宅兼事業所などで、電気・ガスなど対象の経費を家庭用と事業用で併用している場合には税の申告時と同様に按分して、按分率を余白に記載する必要があります。

- ☐ 所得税確定申告書第一表の控え（1枚目。受信完了の印字があるもの）
※申請日時点で最新のもの
- ☐ 電子申告した際の受信通知（メール詳細）
※確定申告書の控えに受信完了の印字がない場合に、提出してください。
- ☐ 所得税の青色申告決算書の控え（1枚目と2枚目）
※申請日時点で直近の事業年度
- ☐ 申請者本人名義の国民健康保険証の写し
※申請書（様式第1号）に記載する対象となる費用が発生した月から申請日まで有効であるもの
※提出する際に、記号、番号、保険者番号や二次元コードをマスキングしてください。
※資格確認書の写し、任意継続した社会保険証の写しや後期高齢者医療保険証の写しも含みます。
※マイナ保険証を利用している方は、35ページ「健康保険証」を参照してください。
- ☐ 本人確認証の写し
※運転免許証（両面）、個人番号カード（表面）、写真付きの住民基本台帳カード（表面）、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（特別永住者のもの）（両面）等

必要書類（個人事業者） ※法人はP11～P17

⑧ 青色申告で、書面申告している場合

- ☐ 申請書（様式第1号）
- ☐ 誓約書・同意書（様式第2号）
- ☐ 通帳の写し（表紙と見開きの両方）
- ☐ 申請する支援金の対象となる費用の領収書等の写し

※以下の書類をご用意ください。

区分	必要な書類
光熱費 （電気・ガス（LPガス含む））	利用額・利用者・利用月・利用会社が確認できる請求書、領収書、電気・ガスの使用量のお知らせなど
燃料費 （ガソリン等）	利用日・利用額・品目（レギュラーガソリン、軽油、灯油など）が確認できるレシート、領収書、カード利用明細など

その他の経費の場合も、支払い内容が分かる領収書などが必要です。

※自宅兼事業所などで、電気・ガスなど対象の経費を家庭用と事業用で併用している場合には税の申告時と同様に按分して、按分率を余白に記載する必要があります。

- ☐ 所得税確定申告書第一表の控え（1枚目）
※申請日時点で最新のもの
- ☐ 納税証明書（その2 所得金額用）
※申請日時点で直近の事業年度のものを取得し、提出してください。
- ☐ 所得税の青色申告決算書の控え（1枚目と2枚目）
※申請日時点で直近の事業年度
- ☐ 申請者本人名義の国民健康保険証の写し
※申請書（様式第1号）に記載する対象となる費用が発生した月から申請日まで有効であるもの
※提出する際に、記号、番号、保険者番号や二次元コードをマスキングしてください。
※資格確認書の写し、任意継続した社会保険証の写し、後期高齢者医療保険証の写しも含みます。
※マイナ保険証を利用している方は、35ページ「健康保険証」を参照してください。
- ☐ 本人確認証の写し
※運転免許証（両面）、個人番号カード（表面）、写真付きの住民基本台帳カード（表面）、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（特別永住者のもの）（両面）等

必要書類（個人事業者） ※法人はP11～P17

⑨ 白色申告で、電子申告（e-Tax）している場合

- ☐ 申請書（様式第1号）
- ☐ 誓約書・同意書（様式第2号）
- ☐ 通帳の写し（表紙と見開きの両方）
- ☐ 申請する支援金の対象となる費用の領収書等の写し
※以下の書類をご用意ください。

区分	必要な書類
光熱費 （電気・ガス（LPガス含む））	利用額・利用者・利用月・利用会社が確認できる請求書、領収書、電気・ガスの使用量のお知らせなど
燃料費 （ガソリン等）	利用日・利用額・品目（レギュラーガソリン、軽油、灯油など）が確認できるレシート、領収書、カード利用明細など

その他の経費の場合も、支払い内容が分かる領収書などが必要です。

※自宅兼事業所などで、電気・ガスなど対象の経費を家庭用と事業用で併用している場合には税の申告時と同様に按分して、按分率を余白に記載する必要があります。

- ☐ 所得税確定申告書第一表の控え（1枚目。受信完了の印字があるもの）
※申請日時点で最新のもの
- ☐ 電子申告した際の受信通知（メール詳細）
※確定申告書の控えに受信完了の印字がない場合に、提出してください。
- ☐ 所得税の収支内訳書の控え（1枚目と2枚目）
※申請日時点で直近の事業年度
- ☐ 申請者本人名義の国民健康保険証の写し
※申請書（様式第1号）に記載する対象となる費用が発生した月から申請日まで有効であるもの
※提出する際に、記号、番号、保険者番号や二次元コードをマスキングしてください。
※資格確認書の写し、任意継続した社会保険証の写し、後期高齢者医療保険証の写しも含みます。
※マイナ保険証を利用している方は、35ページ「健康保険証」を参照してください。
- ☐ 本人確認証の写し
※運転免許証（両面）、個人番号カード（表面）、写真付きの住民基本台帳カード（表面）、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（特別永住者のもの）（両面）等

必要書類（個人事業者） ※法人はP11～P17

⑩ 白色申告で、書面申告している場合

- ☐ 申請書（様式第1号）
- ☐ 誓約書・同意書（様式第2号）
- ☐ 通帳の写し（表紙と見開きの両方）
- ☐ 申請する支援金の対象となる費用の領収書等の写し
※以下の書類をご用意ください。

区分	必要な書類
光熱費 （電気・ガス（LPガス含む））	利用額・利用者・利用月・利用会社が確認できる請求書、領収書、電気・ガスの使用量のお知らせなど
燃料費 （ガソリン等）	利用日・利用額・品目（レギュラーガソリン、軽油、灯油など）が確認できるレシート、領収書、カード利用明細など

その他の経費の場合も、支払い内容が分かる領収書などが必要です。

※自宅兼事業所などで、電気・ガスなど対象の経費を家庭用と事業用で併用している場合には税の申告時と同様に按分して、按分率を余白に記載する必要があります。

- ☐ 所得税確定申告書第一表の控え（1枚目）
※申請日時点で最新のもの
- ☐ 納税証明書（その2 所得金額用）
※申請日時点で直近の事業年度のものを取得し、提出してください。
- ☐ 所得税の収支内訳書の控え（1枚目と2枚目）
※申請日時点で直近の事業年度
- ☐ 申請者本人名義の国民健康保険証の写し
※申請書（様式第1号）に記載する対象となる費用が発生した月から申請日まで有効であるもの。
※提出する際に、記号、番号、保険者番号や二次元コードをマスキングしてください。
※資格確認書の写し、任意継続した社会保険証の写し、後期高齢者医療保険証の写しも含みます。
※マイナ保険証を利用している方は、35ページ「健康保険証」を参照してください。
- ☐ 本人確認証の写し
※運転免許証（両面）、個人番号カード（表面）、写真付きの住民基本台帳カード（表面）、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（特別永住者のもの）（両面）等

必要書類（個人事業者） ※法人はP11～P17

⑪ 事業収入を給与収入や雑収入で電子申告（e-Tax）している場合

- ☐ 申請書（様式第1号）
- ☐ 誓約書・同意書（様式第2号）
- ☐ 通帳の写し（表紙と見開きの両方）
- ☐ 申請する支援金の対象となる費用の領収書等の写し
※以下の書類をご用意ください。

区分	必要な書類
光熱費 （電気・ガス（LPガス含む））	利用額・利用者・利用月・利用会社が確認できる請求書、領収書、電気・ガスの使用量のお知らせなど
燃料費 （ガソリン等）	利用日・利用額・品目（レギュラーガソリン、軽油、灯油など）が確認できるレシート、領収書、カード利用明細など

その他の経費の場合も、支払い内容が分かる領収書などが必要です。

※自宅兼事業所などで、電気・ガスなど対象の経費を家庭用と事業用で併用している場合には税の申告時と同様に按分して、按分率を余白に記載する必要があります。

- ☐ 所得税確定申告書第一表の控え（1枚目。受信完了の印字があるもの）
※申請日時点で最新のもの
- ☐ 個人事業の開業・廃業等届出書の控え（受信完了の印字があるもの）
- ☐ 電子申告した際の受信通知（メール詳細）
※控えに受信完了の印字がない場合に、提出してください。

- ☐ 申請者本人名義の国民健康保険証の写し

※申請書（様式第1号）に記載する対象となる費用が発生した月から申請日まで有効であるもの。
※提出する際に、記号、番号、保険者番号や二次元コードをマスキングしてください。
※資格確認書の写し、任意継続した社会保険証の写しや後期高齢者医療保険証の写しも含みます。
※マイナ保険証を利用している方は、35ページ「健康保険証」を参照してください。

- ☐ 本人確認証の写し

※運転免許証（両面）、個人番号カード（表面）、写真付きの住民基本台帳カード（表面）、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（特別永住者のもの）（両面）等

必要書類（個人事業者） ※法人はP11～P17

⑫ 事業収入を給与収入や雑収入で書面申告している場合

- ☐ 申請書（様式第1号）
- ☐ 誓約書・同意書（様式第2号）
- ☐ 通帳の写し（表紙と見開きの両方）
- ☐ 申請する支援金の対象となる費用の領収書等の写し

※以下の書類をご用意ください。

区分	必要な書類
光熱費 (電気・ガス(LPガス含む))	利用額・利用者・利用月・利用会社が確認できる請求書、領収書、電気・ガスの使用量のお知らせなど
燃料費 (ガソリン等)	利用日・利用額・品目(レギュラーガソリン、軽油、灯油など)が確認できるレシート、領収書、カード利用明細など

その他の経費の場合も、支払い内容が分かる領収書などが必要です。

※自宅兼事業所などで、電気・ガスなど対象の経費を家庭用と事業用で併用している場合には税の申告時と同様に按分して、按分率を余白に記載する必要があります。

- ☐ 所得税確定申告書第一表の控え（1枚目）
※申請日時点で最新のもの
- ☐ 納税証明書（その2 所得金額用）
※申請日時点で直近の事業年度のものを取得し、提出してください。
- ☐ 次の①または②のいずれか
 - ☐ ①個人事業の開業・廃業等届出書の控え(税務署の收受日印があるもの)
 - ☐ ②個人の事業の開始等の報告書の控え（都道府県税事務所の收受日印があるもの）
- ☐ 申請者本人名義の国民健康保険証の写し

※申請書（様式第1号）に記載する対象となる費用が発生した月から申請日まで有効であるもの。

※提出する際に、記号、番号、保険者番号や二次元コードをマスキングしてください。

※資格確認書の写し、任意継続した社会保険証の写しや後期高齢者医療保険証の写しも含みます。

※マイナ保険証を利用している方は、35ページ「健康保険証」を参照してください。

- ☐ 本人確認証の写し

※運転免許証(両面)、個人番号カード(表面)、写真付きの住民基本台帳カード(表面)、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書(特別永住者のもの)(両面)等

必要書類（個人事業者） ※法人はP11～P17

⑬ 確定申告を行っておらず、開廃業届を電子申請している（e-Tax）場合

- ☐ 申請書（様式第1号）
- ☐ 誓約書・同意書（様式第2号）
- ☐ 通帳の写し（表紙と見開きの両方）
- ☐ 申請する支援金の対象となる費用の領収書等の写し

※以下の書類をご用意ください。

区分	必要な書類
光熱費 （電気・ガス（LPガス含む））	利用額・利用者・利用月・利用会社が確認できる請求書、領収書、電気・ガスの使用量のお知らせなど
燃料費 （ガソリン等）	利用日・利用額・品目（レギュラーガソリン、軽油、灯油など）が確認できるレシート、領収書、カード利用明細など

その他の経費の場合も、支払い内容が分かる領収書などが必要です。

※自宅兼事業所などで、電気・ガスなど対象の経費を家庭用と事業用で併用している場合には税の申告時と同様に按分して、按分率を余白に記載する必要があります。

- ☐ 個人事業の開業・廃業等届出書の控え（受信完了の印字があるもの）
- ☐ 電子申告した際の受信通知（メール詳細）
※開廃業届出書の控えに受信完了の印字がない場合に、提出してください。
- ☐ 市民税・県民税申告書の控え（両面）（収受日印があるもの）
※申請日時点で直近年度のもの
- ☐ 市民税・県民税申告書の収支内訳書の控え（各1枚）
※申請日時点で直近年度のもの

次ページに続きます



前ページの続きです

☐ 申請者本人名義の国民健康保険証等の写し

※申請書（様式第1号）に記載する対象となる費用が発生した月から申請日まで有効であるもの。

※提出する際に、記号、番号、保険者番号や二次元コードをマスキングしてください。

※資格確認書の写し、任意継続した社会保険証の写し、後期高齢者医療保険証の写しも含みます。

※マイナ保険証を利用している方は、35ページ「健康保険証」を参照してください。

☐ 本人確認証の写し

※運転免許証（両面）、個人番号カード（表面）、写真付きの住民基本台帳カード（表面）、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（特別永住者のもの）（両面）等

必要書類（個人事業者） ※法人はP11～P17

⑭ 確定申告を行っておらず、開廃業届を書面提出している場合

- ☐ 申請書（様式第1号）
- ☐ 誓約書・同意書（様式第2号）
- ☐ 通帳の写し（表紙と見開きの両方）
- ☐ 申請する支援金の対象となる費用の領収書等の写し

※以下の書類をご用意ください。

区分	必要な書類
光熱費 (電気・ガス (LPガス含む))	利用額・利用者・利用月・利用会社が確認できる請求書、領収書、電気・ガスの使用量のお知らせなど
燃料費 (ガソリン等)	利用日・利用額・品目（レギュラーガソリン、軽油、灯油など）が確認できるレシート、領収書、カード利用明細など

その他の経費の場合も、支払い内容が分かる領収書などが必要です。

※自宅兼事業所などで、電気・ガスなど対象の経費を家庭用と事業用で併用している場合には税の申告時と同様に按分して、按分率を余白に記載する必要があります。

- ☐ 次の①または②のいずれか
 - ☐ ①個人事業の開業・廃業等届出書の控え（税務署の収受日印があるもの）
 - ☐ ②個人の事業の開始等の報告書の控え（都道府県税事務所の収受日印があるもの）
- ☐ 市民税・県民税申告書の控え（両面）（収受日印があるもの）
※申請日時点で直近年度のもの
- ☐ 市民税・県民税申告書の収支内訳書の控え（各1枚）
※申請日時点で直近年度のもの

次ページに続きます➡

前ページの続きです

☐ 申請者本人名義の国民健康保険証等の写し

※申請書（様式第1号）に記載する対象となる費用が発生した月から申請日まで有効であるもの。

※提出する際に、記号、番号、保険者番号や二次元コードをマスキングしてください。

※資格確認書の写し、任意継続した社会保険証の写し、後期高齢者医療保険証の写しも含みます。

※マイナ保険証を利用している方は、35ページ「健康保険証」を参照してください。

☐ 本人確認証の写し

※運転免許証（両面）、個人番号カード（表面）、写真付きの住民基本台帳カード（表面）、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（特別永住者のもの）（両面）等

必要書類（個人事業者）※法人はP11～P17

⑮ 開業後間もなく、確定申告時期を迎えておらず、開廃業届を電子申請している（e-Tax）場合

- ☐ 申請書（様式第1号）
 - ☐ 誓約書・同意書（様式第2号）
 - ☐ 通帳の写し（表紙と見開きの両方）
 - ☐ 申請する支援金の対象となる費用の領収書等の写し
- ※以下の書類をご用意ください。

区分	必要な書類
光熱費 （電気・ガス（LPガス含む））	利用額・利用者・利用月・利用会社が確認できる請求書、領収書、電気・ガスの使用量のお知らせなど
燃料費 （ガソリン等）	利用日・利用額・品目（レギュラーガソリン、軽油、灯油など）が確認できるレシート、領収書、カード利用明細など

その他の経費の場合も、支払い内容が分かる領収書などが必要です。

※自宅兼事業所などで、電気・ガスなど対象の経費を家庭用と事業用で併用している場合には税の申告時と同様に按分して、按分率を余白に記載する必要があります。

- ☐ 個人事業の開業・廃業等届出書の控え（受信完了の印字があるもの）
 - ☐ 開業・廃業届出書を電子申請した際の受信通知（メール詳細）
- ※届出書の控えに受信完了の印字がない場合に、提出してください。
- ☐ 申請者本人名義の国民健康保険証の写し

※申請書（様式第1号）に記載する対象となる費用が発生した月から申請日まで有効であるもの。
※提出する際に、記号、番号、保険者番号や二次元コードをマスキングしてください。
※資格確認書の写し、任意継続した社会保険証の写しや後期高齢者医療保険証の写しも含みます。
※マイナ保険証を利用している方は、35ページ「健康保険証」を参照してください。

- ☐ 本人確認証の写し

※運転免許証（両面）、個人番号カード（表面）、写真付きの住民基本台帳カード（表面）、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（特別永住者のもの）（両面）等

必要書類（個人事業者）※法人はP11～P17

①⑥ 開業後間もなく、確定申告時期を迎えておらず、開廃業届を書面申請している場合

- ☐ 申請書（様式第1号）
- ☐ 誓約書・同意書（様式第2号）
- ☐ 通帳の写し（表紙と見開きの両方）
- ☐ 申請する支援金の対象となる費用の領収書等の写し

※以下の書類をご用意ください。

区分	必要な書類
光熱費 （電気・ガス（LPガス含む））	利用額・利用者・利用月・利用会社が確認できる請求書、領収書、電気・ガスの使用量のお知らせなど
燃料費 （ガソリン等）	利用日・利用額・品目（レギュラーガソリン、軽油、灯油など）が確認できるレシート、領収書、カード利用明細など

その他の経費の場合も、支払い内容が分かる領収書などが必要です。

※自宅兼事業所などで、電気・ガスなど対象の経費を家庭用と事業用で併用している場合には税の申告時と同様に按分して、按分率を余白に記載する必要があります。

- ☐ 次の①または②のいずれか
 - ☐ ①個人事業の開業・廃業等届出書の控え（税務署の収受日印があるもの）
 - ☐ ②個人の事業の開始等の報告書の控え（都道府県税事務所の収受日印があるもの）
- ☐ 申請者本人名義の国民健康保険証の写し

※申請書（様式第1号）に記載する対象となる費用が発生した月から申請日まで有効であるもの。
※提出する際に、記号、番号、保険者番号や二次元コードをマスキングしてください。
※資格確認書の写し、任意継続した社会保険証の写しや後期高齢者医療保険証の写しも含みます。
※マイナ保険証を利用している方は、35ページ「健康保険証」を参照してください。
- ☐ 本人確認証の写し

※運転免許証（両面）、個人番号カード（表面）、写真付きの住民基本台帳カード（表面）、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（特別永住者のもの）（両面）等

必要書類（その他）

その他下記の場合の追加資料

No.	区分	提出書類	
1	提出した確定申告書の記載内容に変更があった場合	個人： 「 <u>主たる事業所の所在地、名称（屋号）が変更</u> 」 ➡下記の（１）または（２） （１）電子申告(e-Tax)の場合 ①「 <u>個人事業の開業・廃業等届出書</u> 」 ※受信完了の印字があるもの。印字がない場合は下記②も提出してください。 ②電子申告した際の「受信通知（メール詳細）」 （２）書面申告の場合 「 <u>個人事業の開業・廃業等届出書</u> 」（税務署の收受日印のあるもの） または 「 <u>個人の事業の開始等の報告書</u> 」（管轄の県税事務所の收受日印のあるもの） 「 <u>住所、氏名が変更</u> 」 ➡本人確認証の写し	
		法人： 「 <u>納税地が変更</u> 」 ➡下記の（１）または（２）のいずれか （１）電子申告(e-Tax)の場合 ①「 <u>異動届出書</u> 」 ※受信完了の印字があるもの。印字がない場合は下記②も提出してください。 ②電子申告した際の「受信通知（メール詳細）」 （２）書面申告の場合 「 <u>異動届出書</u> 」（税務署の收受日印があるもの） または 「 <u>法人の異動・変更届出書</u> 」 （千葉市東部市税事務所の收受日印があるもの） 「 <u>代表者、資本金が変更</u> 」 ➡履歴事項全部証明書	
2	提出した確定申告書類等に收受日印の押印及び受信完了の印字のどちらもない場合	・電子申告（e-Tax）の場合は、各申告書類に加えて「受信通知（メール詳細）」を添付して提出してください。 ・書面申請の場合は、次の表のとおり提出してください。	
	① 收受日印の押印がない次の書類の場合	② ①の代わりに提出いただく書類	③ ②の取得・提出先
	確定申告書	確定申告書及び納税証明書（その２所得金額用）	税務署から取得したもの
	法人設立届出書（税務署の收受日印のないもの）	法人設立・設置届出書の控え	千葉市東部市税事務所の收受日印のあるもの
	個人事業の開業・廃業等届出書（税務署の收受日印のないもの）	個人の事業の開始等の報告書の控え	都道府県税事務所の收受日印のあるもの
	・確定申告において、「受信通知（メール詳細）」及び「納税証明書（その２所得金額用）」のいずれも存在しない場合には、当該年度の「市県民税所得証明」を区役所または市民センターで取得して提出してください。		

必要書類（その他）

その他下記の場合の追加資料

No.	区分	提出書類
3	<法人> 振込先口座が法人名義以外の場合 <個人事業者> 振込先口座が本人名義以外の場合	・委任状（①委任者（申請者の名前・住所を記載）、②受任者（振込先名義人の名前・住所を記載）、③委任の文言） ・委任者と受任者それぞれの本人確認証の写し ※運転免許証（両面）、個人番号カード（表面）、写真付きの住民基本台帳カード（表面）、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（特別永住者のもの）（両面）等
4	事業形態を変更または事業承継した場合 ※提出書類の内容から事業引継ぎが確認できること	（個人⇒法人）※個人事業を廃業し、法人を設立した場合 ・個人事業の開業・廃業等届出書（収受日印または受信完了の印字が必要） ・法人設立届出書（収受日印または受信完了の印字が必要） （法人⇒個人）※法人を廃業し、個人事業を設立した場合 ・異動届出書（法人税法第15条、第20条） （税務署宛、収受日印または受信完了の印字が必要） ・個人事業の開業・廃業等届出書（収受日印または受信完了の印字が必要） （個人⇒個人）※事業を引き継いだ場合 ・個人事業の開業・廃業等届出書（収受日印または受信完了の印字が必要） （法人⇒法人）※事業を引き継いだ場合 ・事業形態等に変更が生じたことが分かる資料

提出書類見本 コピーしたものを提出ください

法人税の確定申告書別表一の控え

収受日印、受信完了の印字、
「受信通知(メール詳細)」のいずれかが必要

法人事業概況説明書 (両面)

法人設立届出書

収受日印、受信完了の印字、
「受信通知(メール詳細)」のいずれかが必要

個人事業の開業・廃業等届出書

収受日印、受信完了の印字、
「受信通知(メール詳細)」のいずれかが必要

納税証明書 (その2 所得金額用)

※収受日印、受信完了の印字、「受信通知(メール詳細)」のいずれもない場合は、P. 31のNo. 2をご参照ください。

提出書類見本 **コピーしたものをご提出ください。**

国民健康保険証または資格確認書（国民健康保険）

国民健康保険証の写しまたは資格確認書（国民健康保険）の写しを、記載内容がはっきりと判別できるかたちで、提出してください。

「記号」、「番号」、「保険者番号」、「二次元コード」が見えないようマスキングしてから提出してください。

申請書（様式第1号）に記載する対象となる費用が発生した月から申請日まで有効であるものが必要です。

従来の健康保険証

資格確認書

マイナ保険証を利用している場合

マイナ保険証を利用している方は、次のいずれかの書類を提出してください。

- ①有効期限内の国民健康保険証がお手元にある場合は、「国民健康保険証の写し」
- ②国民健康保険証の「資格情報通知書（資格情報のお知らせ）」の写し
- ③マイナポータルから健康保険証の資格情報（スクリーンショット又は印刷して提出してください）
（手順1）マイナポータルにログインし、「健康保険証」を選択します。
（手順2）「資格情報」が表示されます。

（手順1）

（手順2）

次ページに続きます

提出書類見本 **コピーしたものをご提出ください。**

マイナ保険証を利用している場合（続き）

（手順3）赤枠内の情報が申請に必要ですので、漏れのないようスクリーンショットを撮るまたは印刷していただき、ご提出ください。

※ 「記号」、「番号」、「保険者番号」が見えないようマスキングしてから、提出してください。

（手順3）赤枠内の情報が必要です。

健康保険証

マイナンバーカード利用状況 未設定

資格情報 令和7年5月9日時点

[資格情報をPDFで保存](#)

医療機関・薬局でマイナンバーカードの読み取りができない場合、この画面もしくは資格情報のPDFファイルとマイナンバーカードをセットで提示すると受付ができます。

区分

記号

番号

枝番

フリガナ

氏名

生年月日

性別

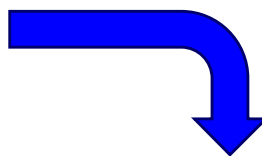
資格取得年月日

被保険者氏名又は世帯主氏名

本人・家族の別

保険者番号

保険者名



スクリーンショットの場合は、ひとつの画面に収まりませんので、分けて撮ってください。

（スクリーンショット1枚目）

健康保険証

マイナンバーカード利用状況 未設定

資格情報 令和7年5月9日時点

[資格情報をPDFで保存](#)

医療機関・薬局でマイナンバーカードの読み取りができない場合、この画面もしくは資格情報のPDFファイルとマイナンバーカードをセットで提示すると受付ができます。

区分

記号

番号

枝番

（スクリーンショット2枚目）

フリガナ

氏名

生年月日

性別

資格取得年月日

被保険者氏名又は世帯主氏名

本人・家族の別

保険者番号

保険者名

提出書類見本 **コピーしたものを提出ください。**

本人確認書類

本人確認書類は、下記のいずれかの写しを住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。

- 運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能）
- 個人番号カード（表面のみ）
- 写真付きの住民基本台帳カード（表面のみ）
- 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面）

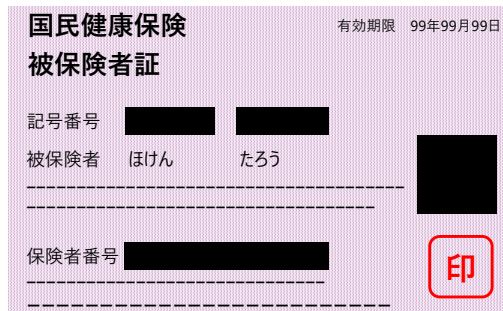
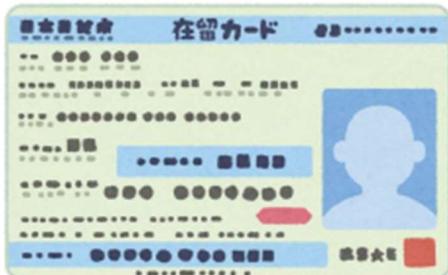
※いずれの場合も申請日において有効なものであり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る。

なお、上記本人確認書類を保有していない場合は、下記（１）または（２）で代替することができるものとします。

（１）住民票の写し及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方

（２）住民票の写し及び各種健康保険証（両面）の両方

※各種健康保険証は「記号」、「番号」、「保険者番号」、「二次元コード」が見えないようマスキングしてください。



提出書類見本

見切れている、薄くて内容が確認できない書類は無効です。

材料費領収書

利用額、利用者、利用月、発行元の表記が必要です

領収書

株式会社価格高騰支援事務局

領収No, 101

発行日 2024年7月20日

発行元

株式会社価格高騰支援事務局
〒260-0015
千葉県千葉市千葉港1番1号
TEL: 043-223-5591
E-Mail: chibacity-chushoenergy@jtb.com
担当 千葉 太郎

御社

利用者

〇〇株式会社
〒000-0000
千葉県千葉市〇〇区〇〇
総務部経理課担当
山田 太郎 様

利用額

総合計金額 ¥84,800

利用月

No	項目	数量	単位	単価	金額
1	植物油（材料）	30	L	¥500	¥15,000
2	黒こしょう（材料）	10	kg	¥3,150	¥31,500
3	じゃがいも（材料）	40	kg	¥580	¥23,200
4	小麦粉（材料）	20	kg	¥531	¥10,620
5	お茶代（経費）	10	袋	¥448	¥4,480
6					
7					
合計					¥84,800

備考

合計¥84,800からお茶代（経費）¥4,480 を除いた材料費の合計が¥80,320
→申請書（B表）に材料として計上
※領収書が複数になる場合は、計上する部分がわかるように明記してご提出ください。

記入例（様式第1号）

（様式第1号）

法人：本店（法人税の納税地）の所在地
個人事業者：主たる事業所の所在地

一価格等高騰対策支援金（第3弾）給付申請書 （令和6年4月～令和7年3月対象分）

令和 年 月 日

（あて先）千葉市長

（申請者）

事業所の所在地 〔法人：本店（法人税の納税地） 個人：主たる事業所〕	
名称（法人：法人名/個人：屋号）	
代表者職・氏名	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

申請日を記入してください。

個人の場合は代表者職の記載は不要です。

※個人事業者で屋号がない場合は「名称」は記載不要

標記の支援金を受けたいので、千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金給付要綱第4条第1項の規定に基づき申請します。

1 申請者の概要

（1）申請者種別 ※いずれかにチェックの上、必要事項を記入してください。

☐ 法人	・決算期間（事業年度） 月 ～ 月 ・代表者の居住地
☐ 個人事業者	・生年月日 S・H 年 月 日 ・居住地

- ・法人：決算期間（事業年度）と代表者
- ・個人：本人確認証に記載の生年月日

個人事業者の場合は、本人確認書類の写しと同じ住所を記入してください。

（2）事業内容について

資本金又は従業員数が括弧内の範囲となる法人又は個人が対象です。（中小企業基本法第2条第1項）

- ・法人：業種にチェックの上、資本金、従業員数を記入してください。
- ・個人：業種にチェックの上、従業員数を記入してください。
- ・社会福祉法人、医療法人、特定非営利

法人の場合は資本金及び従業員の数の両方をご記入ください。
（資本金または出資金のない法人は従業員数のみ要記入）

該当する業種にチェックの上、従業員数を記入してください。（資本金がない場合は記入不要）

申請者の業種	資本金	従業員の数
☐ 小売業 ☐ 飲食業	円 (5,000万円以下)	人 (50人以下)
☐ 卸売業	円 (1億円以下)	人 (100人以下)
サービス業 (☐ 生活関連サービス業、 ☐ 娯楽業、 ☐ 教育、学習支援、 ☐ 医療福祉、 ☐ ソフトウェア業、情報処理サービス業 ☐ その他サービス業())	円 (5,000万円以下)	人 (100人以下)
その他 (☐ 建設業、 ☐ 製造業、 ☐ 運輸業、 ☐ 鉱業、 ☐ 不動産業、 ☐ 旅行業、 ☐ 旅館業、 ☐ 農林漁業、 ☐ その他())	円 (3億円以下)	人 (300人以下)

（次頁へ続く）

記入例（様式第1号）

2 支援金振込先口座

振込先	口座名義人（カナ）												
	ゆうちょ銀行	通帳記号				通帳番号							
	その他金融機関	金融機関名	支店名		種別	口座番号							
				普通当座									

※申請者名義以外の振込先口座の場合は、別途「委任状」を提出し、
※通帳の表及び見開きのコピーを添付してください。

通帳見開きページに記載の
名義人を記入してください。

3 対象となる費用の内訳

A又はBのいずれか一つを選択し、対象となる費用内訳書を記入してください

☐ A	☐ B
令和6年4月から令和7年3月までの 任意の1か月の光熱費（電気・ガス（LPガス含む）と燃料費（ガソリン・軽油・灯油・重油）の 合計が3万円以上ある。 →A表を記入してください。	令和6年4月から令和7年3月までの 任意の1か月の光熱費（電気・ガス（LPガス含む）と燃料費（ガソリン・軽油・灯油・重油）の 合計が3万円未満で、令和6年4月から令和7年3月までの任意の連続した3か月に 対象となる費用の月平均が50万円以上ある。 →B表を記入してください。

A表・B表のいずれか一方のみ
ご記入ください。
(B表は次ページ参照)

A表

(1つの品目で1か月の合計額が3万円を超えた場合は、

計算間違い・記入漏れがないように
記入してください。

対象月	品目		合計額
	光熱費 (電気・ガス（LPガス含む）の 合計額)	燃料費 (ガソリン・軽油・灯油・重油の 合計額)	
___月	円	円	円

※記載した対象品目の経費を証する資料として、領収書、納品書などを提出してください。

(対象品目) 電気・ガス（LPガス含む）、ガソリン、軽油、灯油、重油

ガソリン
(複数貼)

※燃料費に
白に利用

※自宅兼事
している

- ・記入した金額が分かる領収書等をご提出してください
- ・領収書等はA4サイズにコピーしてご提出ください。
(原本は不要です)
- ガソリン代のレシート等はA4用紙に張り付けてコピーしてください。
(複数貼り付け可)

※光熱費と燃料費について、1か月の合計額（A表の合計額欄）が3万円以上の場合のみ
申請可です。

(次頁へ続く)

記入例（様式第1号）

A表を記入した場合、
B表は記入不要です。

B表・・・A表を記入した場合は記入不要
(1つの品目で合計額の月平均が50万円を超えた場合は、その他の品目の記載は不要です。)

対象月	品目			合計額
	原材料・仕入物品等 (原料、材料、仕入物品、 消耗品、荷造運賃の 合計額)	光熱費 (電気・ガス(LP ガス含む)の 合計額)	燃料費 (ガソリン・軽油・ 灯油・重油の 合計額)	
___月	円	円	円	円
___月	円	円	円	円
___月	円	円	円	円
選択した月の合計額 (a)				円
合計額の月平均 (=a÷3)				円

※記載した対象品目の経費を証する資料を提出してください。
(対象品目)
原料、材料、仕入物品、消耗品、ガソリン、
軽油、灯油、重油
ガソリンレシート等は、コピーを主体が見えるようにA4用紙に貼ってください。

連続した3か月の月平均が
50万円以上になっているか
確認ください
(小数点以下切り捨て)

- ※ ・記入した金額が分かる領収書等をご提出してください
- ※ ・領収書等はA4サイズにコピーしてご提出ください。
(原本は不要です)
- ※ **ガソリン代のレシート等はA4用紙に張り付けてコピーしてください。
(複数貼り付け可)**

※連続した3か月を記入してください。

名称(法人:法人名/個人:屋号)	
代表者職・氏名	

(次頁へ続く)

記入例（様式第2号）

(様式第2号)

誓約書・同意書

以下の内容を確認し、該当箇所にチェックしてください。

はい	誓約・同意事項
☐	1 申請内容に虚偽はありません。
☐	2 5万円支援金（令和6年4月～令和7年3月対象分）の受給後も、引き続き千葉市内で事業継続の意思があります。
☐	3 対象となる費用の内訳書の記載額は、社内管理資料と相違ありません。
☐	4 対象となる費用の内訳書の裏付けとなる社内管理資料を7年間保存し、市が提出を求めた際には対応します。
☐	5 5万円支援金（令和6年4月～令和7年3月対象分）を今まで一度も受けたことがありません。
☐	6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行っておりません。
☐	7 公共法人、宗教活動又は政治活動を目的とした団体ではありません。
☐	8 暴力団又は暴力団員ではありません。また、暴力団に関係する団体ではありません。
☐	9 公序良俗に反する事業内容ではありません。
☐	10 給付要件に該当しない事実が判明した場合は、給付決定の取消し及び支援金の返還に応じます。
☐	11 5万円支援金（令和6年4月～令和7年3月対象分）の審査に当たり、必要な調査及び追加資料の提出に同意します。
☐	12 本市が必要とした場合は、給付申請にかかわる個人情報について、庁内関係課及び千葉県警察本部等の他の官公庁へ提供することについて同意します。
☒	13 【個人事業者のみ】 被雇用者又は社会保険（健康保険）の被扶養者ではありません。

上記事項に誓約・同意いたします。

誓約した内容と事項

法人はチェック不要

法人：本店（法人税の納税地）の所在地
個人事業者：主たる事業所の所在地

いことになっても異議は
全責任を負うものとします。

令和 年 月 日（記入必須）

日付は必ず記入してください

（あて先）千葉市長

（申請者）

事業所の所在地
〔法人：本店（法人税の納税地）
個人：主たる事業所〕

氏名は必ず自署してください。
※個人の場合は代表者職不要

名称（法人：法人名/個人：屋号）

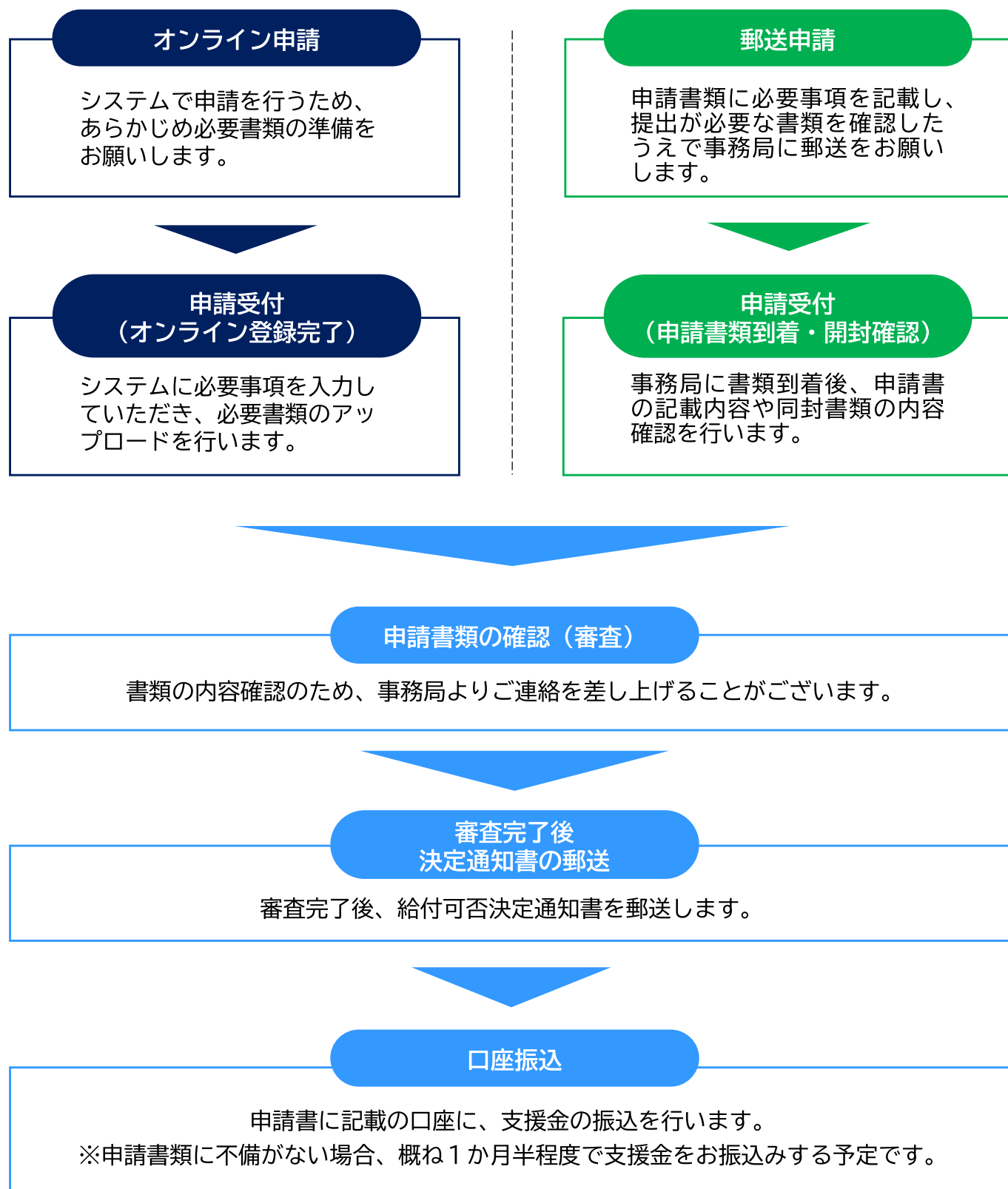
ご希望の方はチェックしてください

代表者職・氏名（自署必須）

☒ <希望者のみチェックしてください>
今後、千葉市又は千葉市産業振興財団からの事業者向け支援制度の案内を希望します。
（支援金、補助金、セミナーのご案内など）

申請から給付までの流れ

申請から給付までの流れは、次のとおりです。



制度

Q 国、県、市の他の支援金等を受給しています。併給は可能ですか？

A 本支援金は、他市の支援金等や本市の他の支援金等を受給している場合でも併給可能となっておりますので、ご申請ください。ただし、他支援金等の規定における併給可否及び条件につきましては、他支援金等の事務局等にご確認ください。また、第1弾または第2弾の支援金の給付を受けた方であっても、令和6年4月から令和7年3月までの期間で給付要件を満たした場合は、本支援金（第3弾）を申請できます。

Q 支援金の使い道の制限はありますか？

A 特に制限はありません。用途は自由です。

Q 対象となる費用とは何ですか？また、水道代は含まれますか？

A ①光熱費（電気、ガス（LPガス含む））②燃料費（ガソリン、軽油、灯油、重油）③原材料費（原料、材料、仕入物品、消耗品、荷造運賃）です。なお、水道代は含まれません。

Q 対象となる中小企業者の要件のうち、“従業員の数”としてカウントする「常時使用する従業員」とは？

A 「常時使用する従業員」とは、「予め解雇の予告を必要とする者」（労働基準法第20条）になります。個人事業主や法人の役員は含まれません。予め解雇予告が必要な正規社員などが該当します。パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員等については、予め解雇の予告が必要か否かによりカウントし、従業員数を記載してください。
※パート、アルバイト、非常勤職員などでも2か月を超えて雇用される方は該当するので、従業員数にカウントします。

給付要件

Q 中小企業でなくても対象となりますか？対象外となる業種はありますか？

A 中小企業基本法に基づかない法人格を持つ法人（社会福祉法人、学校法人、医療法人、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、組合等）の場合も申請書（様式第1号）の第1面の表中の各業種に規定される規模以下の場合は、本支援金の対象となります。
また、政治団体、宗教団体等は対象外となります。
対象となる業種は幅広く、医療機関、福祉施設、専業で農業を営む方なども対象となります。
対象外となる業種の詳細は「申請の手引き」10ページをご参照ください。

Q 申請日までに市外に移転した場合は対象となりますか？

A 【法人】対象となりません。申請日時点で市外に本店を移転された事業者は、給付の対象外となります。
【個人】市外への引っ越しまたは市外への事業所の移転を行った場合、以下のいずれかを満たす場合は給付の対象となります。
①千葉市の居住者（住民票で確認）であること
②引き続き市内に主たる事業所（確定申告書等で確認）があること

Q 兼業していますが、対象になりますか？

A 個人事業主がアルバイトの副収入がある場合でも対象となります。具体的には、対象となる費用が発生した月から申請日まで国民健康保険に加入していることにより確認します。

給付要件

Q 被雇用者または社会保険（健康保険）の被扶養者ですが、給付を受けられますか？

A 受けられません。

本業として事業活動をされている事業者様が給付対象となるため、サラリーマン等の被雇用者の方は対象外となります。また、社会保険（健康保険）の被扶養者の方は、他のご家族等の収入で生計を立てられている者を見なし、対象外となります。なお、対象となる費用が発生した月から申請日まで国民健康保険に加入していることにより確認します。

Q 保険の営業をしていますが、対象になりますか？

A 法人の場合、法人の業種として対象になります。

個人の場合、個人事業主の開業届を提出している場合でも、社会保険に加入している場合（自身経営の会社役員の場合を除く）は、個人事業主ではなく被雇用者とみなされるため対象となりません。

Q 市内に本店があり、市外に支店があります。対象経費は合算できますか？

A 合算できますが、1法人または1個人につき申請は1回までとなります。市内外に複数の事業所を有している場合の電気料・ガス料の利用総額は、市内外全事業所分を合算して算出することができます。

Q 個人事業主ですが住民票は市内にあり、事業所が市外にあります。対象となりますか？

A 対象となります。

また、個人事業主の方で住民票が市外にある方でも、市内に主たる事業所がある場合は対象となります。

申請（添付書類）

Q 申請にはどのような書類の提出が必要ですか？

A 申請書、誓約書・同意書、通帳の写し、確定申告書の写し、本人確認書類の写し（個人）、国民健康保険証※等の写し（個人）等のほか、下記書類の提出が必要です。

・光熱費（電気・ガス）：利用額、利用者、利用月、利用会社が確認できる請求書、領収書、電気・ガス使用量のお知らせなどが必要です。

・燃焼費（ガソリン等）：利用日、利用額、品目（レギュラーガソリン、軽油、灯油など）が確認できるレシート、領収書、カード利用明細などが必要です。

・その他の経費の場合も、支払い内容が分かる領収書などが必要です。

※保険証をお持ちでない方は、「国民健康保険の資格確認書の写し」または「資格情報通知書（資格情報のお知らせ）の写し」をご提出ください。（詳細はP. 35参照）

Q 自宅兼事務所の場合は申請できますか？

また、領収書は一本となっていますがどのように記載すればよいですか？

A 申請可能ですが、自宅兼事業所などの場合で、電気料・ガス料に家事費相当分が含まれる場合は、税の申告と同様に、事業用に使用した経費を按分して算出し、事業用分のみを申請してください。

申請（添付書類）

Q 確定申告書に収受日印がないのですが？

A 確定申告書第一表または別表一の控えに収受日印が押印されていない場合、提出する確定申告書類の当該年の「納税証明書(その2所得金額用)」を税務署から取得して提出してください。

また、e-TAXを通じて申告を行っている場合は「受信通知メールの控え」を添付ください。（ただし、確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のある場合は、受信通知メールの添付は不要です。）

Q 領収書等は原本の提出が必要でしょうか？

A 提出いただいた書類は返却をしません。原本は不要ですので、写しを提出してください。

Q 電気料金やガス料金の領収書を紛失してしまいました。どうすればよいでしょうか？

A 紛失した場合は、ご利用の電力会社・ガス会社に支払証明書の発行をご依頼ください。また利用額、利用者、利用月、利用会社を確認できれば、WEBページのスクリーンショットでも可です。

Q 電気料金のみで3万円を超えていますが、ガス料金やガソリン代の領収書も必要ですか？

また、かかっている経費の領収書は全て必要ですか？

A 3万円を超えた場合はその他の経費の記載や領収書等の提出は不要です。

申請書に記載した経費の分のみ領収書等を提出してください。（申請書に記載していない経費の領収書は不要）

- ・ 例1 電気料金で3万円以上であれば、ガス代やガソリン代等の領収書等は必要ありません。
- ・ 例2 燃料費について、レギュラーガソリンで3万円以上であれば、軽油の領収書等は必要ありません。

Q ガソリンの請求書にガソリンスタンド名の表記しかありません。この書類だけで申請可能ですか？

A 追加書類が必要です。レギュラー、ハイオク、軽油など、品目の表記のあるものをご提出ください。

Q 個人事業者ですが確定申告の事業所所在地を記入する欄に、誤って自宅住所を記載してしまいました。

A 追加書類が必要です。個人事業主の開業届、食品営業許可証、美容所検査確認証など、事業所所在地を確認できる書類をご提出ください。

Q 第1弾または第2弾の支援金を受給しました。必要書類が重複していますが、再度提出する必要がありますか？

A 前回の申請から時間が経過しており、変更の有無などの確認のため、必要書類は再度提出をお願いいたします。

申請（添付書類）

Q 支店の請求書を提出予定です。宛先住所、宛名が支店になり、確定申告と異なるのですが？

A 個人事業者の場合で確定申告書第1表で確認できない事業所・店舗の場合は、追加書類が必要です。個人事業の開業届、食品営業許可証、美容所検査確認証など、支店名・支店所在地が確認できる書類をご提出ください。
法人の場合は、請求書の宛先に法人名が明記されていれば追加書類は不要です。法人名が明記されていない場合は、食品営業許可証、美容所検査確認証など、支店名・支店所在地が確認できる書類をご提出ください。

申請（オンライン申請）

Q オンライン申請の場合、基本情報を入力すれば、申請書の記載は不要ですか？

A お手数をおかけしますが、オンラインの基本情報と申請書はそれぞれ記入をお願いいたします。

Q オンライン申請で書類を添付する場合は携帯などで撮った写真でもいいですか？また、データ形式に指定はありますか？

A 写真もしくはスキャンをしたpdfファイルどちらでも大丈夫です。iPhone で画像をアップロードする場合は、拡張子「HEIC」以外でお願いいたします。
※見切れている、ぼやけている、薄くて（暗くて）見えないなど、記載内容の確認が困難な書類は無効となりますのでご注意ください。

Q オンライン申請をしたく、特設WEBの「申請はこちら」ボタンをクリックしたが、入力画面にならないのですか？

A お使いのインターネット環境のバージョンが古い可能性があります。GoogleChromeもしくはMicrosoftEdgeへの切り替えをご検討ください。

申請（その他）

**Q 電気料金などの使用日が10月16日～11月15日となっている場合、何月の利用月となりますか？
また、電気・ガス・ガソリンなど複数経費の合算で申請する場合の利用月の考え方を教えてください。**

A 利用月は、以下の①～③のいずれかの方法で決めてください。
①電気・ガスの請求書（領収書）に記載の「〇月分」
②「検針日」の属する月
③利用期間に含まれる月：10月16日～11月15日など（この場合、10月分と11月分のどちらで整理しても可）

ただし、1申請に対しての上記の整理は①～③のどれかに統一してください。
電気、ガスなどの複数の請求書（領収書）がある中で、電気は①、ガスは③のような整理はできません。

Q 申請書に記入する金額は税込と税抜、どちらに合わせるべきでしょうか？

A 税込と税抜のどちらかに合わせてあれば、どちらでも構いません。（税抜と税込を混在させないでください。）

その他

Q いつ支援金が振り込まれますか？

A 申請書類などに不備がない場合は、概ね1か月半程度で指定口座への入金を予定しています。

Q 税金上の取り扱いは、課税となりますか？

A この支援金は、税務上、益金（個人事業主の場合は、総収入金額）に算入されるため、原則課税対象となります。

Q 申請書の書き方が分からないので、教えてほしいのですが？

A 事務局でご案内しますので、043-227-2260へご連絡をお願いします。

土日祝日を除く、平日8:30～17:30までが電話受付時間となります。

事務局にて対面でも相談対応します。あらかじめ電話、FAXまたはメールで予約をお願いいたします。

宛名ラベル

※郵送の際、切り取ってご利用ください。

〒260-0015

千葉市中央区富士見2-15-11

IMI千葉富士見ビル4階（JTB千葉支店内）

千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金事務局 宛て

